

長野市都市ブランディング推進支援業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

長野市が将来にわたり、「選ばれる都市」として市内外に向けて存在感を高めていくため、令和元年度から、都市の魅力や価値である「都市ブランド」を創出する都市ブランディングに取り組んできた。

令和4年度に取組の一環として始まった「みらいのながのを えがこうプロジェクト（略称：みらながプロジェクト）」では、「長野市らしさ」や「長野市の魅力」をテーマに、若手経営者や学生、移住者などを対象としたワークショップを開催するとともに、本市の都市イメージなどに関する市民アンケート等を実施した。

令和5年度には、そうした市民との対話を重ねる中で集めた素材をもとに、「都市ブランド要素」として「自然との調和」、「人の営みへの敬意」、「良質なアクセス」という3つの不変的価値と、それらを土台に「自分らしく自然体で生きる」、「安心して挑戦できる」という2つの実現価値を導き出した。

そして、この5つの価値を基に、「都市ブランド」が標榜するメッセージを短い言葉で端的に言語化した「ブランドメッセージ（タグライン）」として「FEEL NAGANO BE NATURAL この街で、わたしらしく生きる。長野市」を決定するとともに、ブランドメッセージが伝える“まちの姿”を長野市の風景をイメージさせる5色の混ざり合いと曲線で表現した「都市ブランドデザイン（ロゴ）」（以下、「デザイン」という。）を作成した。

本業務は、以上の経緯を踏まえ、デザインの効果的な活用を通じて、市内外に向けて本市の「都市ブランド」の認知を拡大することにより、本市への関心を高めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

長野市都市ブランディング推進支援業務

(2) 業務内容（詳細は、別紙「長野市都市ブランディング推進支援業務委託仕様書」を参照）

ア 「ブランドメッセージ」が伝える“まちの姿”のストーリー設定

イ 「都市ブランド」の賛同者の掘り起こしと関係性の構築

ウ 「都市ブランド」に対する市民の意識醸成及び企業・団体等による「デザイン」の自発的な活用の促進

エ 「都市ブランド」を象徴する「デザイン」の周知浸透

オ 「都市ブランド」活用に向けた市職員の意識向上

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 事業費

上限額 9,000,000 円（取引に係る消費税及び消費税額及び地方消費税を含む。）※

※ 事業費の上限額は、市の令和6年度当初予算に基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保障するものではない。

3 プロポーザル方式の採用理由及び選定方式

- (1) 本事業は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識及び経験から事業実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。
- (2) 選定方式は、「デザイン」の効果的な活用を通じて、本市の「都市ブランド」の認知を拡大させる取組に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

4 実施スケジュール

項目	時期
公募開始	令和6年4月5日（金）
質疑の受付期限	令和6年4月12日（金）午後5時まで
参加申込書等の提出期限	令和6年4月19日（金）正午まで
参加資格合否の通知	令和6年4月22日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年5月10日（金）午後5時まで
プレゼンテーション・審査の実施	令和6年5月22日（水）
審査結果の通知	決定後速やかに通知
契約締結及び業務の開始	令和6年6月上旬（予定）

※上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合がある。

5 資格要件

本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。
- ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は

- 民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更正手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 国税及び市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) 本事業の遂行のために必要な事項
- 過去に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績を1以上有していること。

6 質疑及び回答

質疑及び回答は、以下のとおりとする。なお、説明会は開催しないものとする。

- (1) 受付方法
- 本プロポーザルの実施（本募集要領及び仕様書の内容）に関する質疑については、「質問書（様式4-1又は様式4-2）」を電子メールに添付し、「13 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送信した上で、着信確認の電話連絡をすること。
- (2) 受付期間
- 公募開始日から令和6年4月12日（金）午後5時まで
- (3) 回答方法
- 受付期限後、質問者及び参加資格者全員に対し、電子メールにより一斉回答する。なお、回答に質問者名は記載しないものとする。
- (4) その他
- ア 質問書様式は、募集要領については様式4-1、仕様書については様式4-2とする。
- イ メールの件名は、「都市ブランディング推進支援業務に関する質問」とする。
- ウ 提案書の審査に関する質問には回答しない。
- エ 電話及び口頭による質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。
- オ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し電話等で確認を行う場合がある。

7 参加申請書等の提出及び参加資格合否通知

- (1) 提出書類
- 提出書類は以下のとおりとする。なお、必要書類が整っていないものは受け付けない。
- ア 参加申請書（様式1）
- イ 事業所概要調書（様式2）
- ウ 誓約書（様式3）
- エ 定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）※
- オ 登記簿又は履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資

- 産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類) ※
- カ 国税及び市税の滞納がないことを証明する書類 (写し可) ※
- キ 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 (又はこれらに類する書類) ※
- ※ 「エ」から「キ」については、長野市における競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合にのみ提出する。

(2) 提出期限

令和6年4月19日(金)正午まで

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出場所

「13 問合せ・提出先」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留など本市への送達が可能である方法によるものとし、提出期限までに提出場所に到達したものを有効とする。

(6) 参加資格可否通知

参加申込書等を審査の上、令和6年4月22日(月)に、「参加申請書(様式1)」に記載のメールアドレス宛に審査結果等を通知する。

8 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 企画提案書の様式

- ア サイズ 原則A4版(用紙の向きは縦・横いずれも可であるが統一すること。)
- イ 文字方向 横書き(図表等に含まれる文字を除く。)
- ウ 印刷方法 原則両面、長辺綴じ
- エ 文字ポイント 10.5ポイント以上(図表等に含まれる文字を除く。)
- オ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと
- カ ページ数 表紙及び目次を除き、50ページ以内とすること
- キ 表紙 題名「長野市都市ブランディング推進支援業務」
作成年月日(令和6年〇月〇日)
法人名称
- ク 製本方法 表紙、企画提案内容を1部ごとに一冊のファイルに綴じること
- ケ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない

(2) 企画提案書に記載すべき内容

- ア 本業務を進めるに当たっての基本的な考え方、視点(中長期的に拡大させる視点やスケジュールなどを含む。)

- イ 「デザイン」が市内外に広がることで実現される、「ブランドメッセージ」が伝える“まちの姿”（人の営みや暮らしを含む。）を時系列とストーリー性をもって示す。
 - ウ 情報空間等での影響力・発信力のあるクリエイターやデザイナー等の賛同を得るため、「都市ブランド」への理解の増進と、「デザイン」の周知浸透を図る交流イベントやワークショップなどの企画提案（運営体制、クリエイター等の選定・募集方法、運営方法、成果目標などを含む。）
 - エ 市民が「デザイン」の活用を意識できるような取組や、市内学校（美術系の専門学校、高校、大学等）との連携を図る取組を実施するための企画提案。また、企業・団体の扱う商品・サービス等において、「デザイン」の自発的な活用を促す取組や、広報活動等において、市とのコラボレーションを図る取組など、企業・団体との連携を図る取組を実施するための企画提案（募集方法、実施方法、成果目標等を含む。）
 - オ SNS等を活用した効果的な情報発信や、メディア・広告などを利用して、市内外に広く「デザイン」を露出するなど、「都市ブランド」全体のプロモーション活動を展開するための企画提案（利用するSNSプラットフォーム、成果目標などを含む。）
 - カ 市職員に対し、「都市ブランド」の活用を促しながら、統一感を持った市の施策・事業の展開を意識させるための研修等の企画提案（候補者となる講師、運営方法、成果目標などを含む。）
 - キ その他自由提案
本業務を効果的に実施するために、取り入れる場合に提案
 - ク 業務実施体制
予定又は想定している人材について、次の内容を記載すること※
 - ・氏名
 - ・実績（平成29年4月1日以降に携わった同種業務実績等）
 - ・本業務における役割
 ※他の事業者への一部再委託を予定している場合は、その内容も含む。
 - ケ 業務実施全体スケジュール
 - コ 見積額（業務内容ごとに明細も含む）
- (3) 提出部数
10部
また、PDF形式で記憶した電子媒体（CD-Rなど）を1部提出すること。
- (4) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留など本市への送達が可能である方法によるものとし、提出期限までに提出場所に到達したものを有効とする。
- (5) 提出期限
令和6年5月10日（金）午後5時まで
- (6) 提出場所

「13 問合せ・提出先」のとおり

(7) その他

1 事業者が複数の提案をすることは認めない。

9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定は、長野市都市ブランディング推進支援業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して行う。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーションによる審査に基づき、提案内容を総合的に評価する。なお、プレゼンテーションは企画提案書の書類選考に合格した提案者についてのみ行うことができるものとし、審査結果は参加申請書に記載したメールアドレス宛に電子メールで通知する。審査は非公開とし、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 日 時 令和6年5月22日（水）（開始時間は個別に連絡）

イ 開催場所 長野市役所第一庁舎5階 庁議室(予定)

ウ 順 番 プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

エ 所要時間 プレゼンテーション20分、質疑10分

(4) 評価項目及び評価基準

評価項目は「別表1」、評価基準は「別表2」のとおりとする。

【別表1】

評価項目	内容	配点
1 基本方針	心構え、企業理念、長野市に対する知見等	10点
2 業務経験及び実績	類似業務の経験等	5点
3 提案内容の妥当性及び実現可能性	提案内容の企画力等	40点
4 実施体制の妥当性及び運営力	必要な人員、体制の構築等	20点
5 全体スケジュールの妥当性	スケジュールの実現性等	15点
6 概算費用の妥当性	算出根拠	10点
合計		100点

【別表2】

評価基準	採点
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣る	1点
劣る	0点

(5) 合計得点の算出方法

- ア 選定委員会の各委員は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づいて採点する。
- イ 各評価項目の得点（「得点」＝「採点」×「配点」）を算出し、全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。
- ウ 各委員の上記イによる得点を合計して、「合計得点」を算出する。
- エ 優先交渉権者の選定
最低基準点（最高得点の80%以上）を満たし、最も高い合計得点の者を優先交渉権者（受託候補者）とする。なお、選定委員会は非公開とし、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- オ 各提案者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛に電子メールで審査結果等を通知する。

10 仕様の協議及び見積

仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

11 提出書類の取扱い

本プロポーザルの実施に当たり、提案者が提出する書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。なお、提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効となる。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、提案事業者の承諾がある場合を除き、公開しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年9月25日条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

12 留意事項

本プロポーザルに関する留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申請書（様式1）を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を「13 問合せ・提出先」に提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 「5 資格要件」を満たさない者
 - イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者
 - ウ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - エ 本プロポーザルの実施に当たり、不正若しくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者
 - オ その他、選定委員会が不相当と認めるとき

13 問合せ・提出先

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市企画政策部広報広聴課（長野市役所第一庁舎 5 階） 担当者：草間

電 話：026-224-9716・026-224-5004（直通） F A X：026-224-5102

電子メール：toshibrand@city.nagano.lg.jp

※連絡は、原則として電子メールを利用し、件名を「【都市ブランディング推進支援業務】〇〇について」とすること。

※持参による書類の受付時間は、長野市役所の開庁時間

（土曜日、日曜日、祝休日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に準じるものとする。